第十条の七の三第十項中「医療型発達支援」を「医療型児童発達支援」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十五条の五の二の次に次の二条を加える。

（法第三百八十二条第一項の総務省令で定める事項）

第十五条の五の三　法第三百八十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　土地の表示に関する登記をした場合　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図若しくは同条第四項の地図に準ずる図面又は不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第二号に規定する土地所在図若しくは同条第三号に規定する地積測量図

二　建物の表示に関する登記をした場合　不動産登記令第二条第五号に規定する建物図面又は同条第六号に規定する各階平面図

（法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書の総務省令で定める措置）

第十五条の五の四　法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書に規定する総務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一　住所の削除

二　住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載

三　前二号に掲げるもののほか、市町村長が適当と認める措置

第十六条の四の四第一項中「第四百八十五条の十三第一項」を「法第四百八十五条の十三第一項」に改める。

第十六条の二十二第一項第二号イ中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第二十四条の三十九の見出しを「（書面等地方税関係申告等及び書面等以外地方税関係申告等）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改め、「を書面等」の下に「（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。次条において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に、「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第二十四条の四十第一項中「地方税関係法令」の下に「（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）」を加え、同項第三号中「第五十三条第六十項及び第六十一項」を「第五十三条第六十二項及び第六十三項」に改め、同条第三項中「行政機関の長」の下に「（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十四条の四十一を次のように改める。

（政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一　政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる地方団体の徴収金に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一　第二十四条の四十三第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金　同号に規定する符号

二　第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する地方団体の徴収金　同号柱書に規定する符号

第二十四条の四十二第一項第一号中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め、「名称」の下に「（次条第一項第一号に規定する方法により納付し、又は納入する場合に限る。）」を加え、同項第三号中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者（以下「機構指定納付受託者」という。）」を加え、「収納を行つた者」を「これらの者」に改め、同項第五号中「前条」の下に「第一号又は第二号」を加える。

第二十四条の四十三の見出し中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第七百四十七条の六第二項に規定する総務省令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

一　機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法

二　地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付し、又は納入する方法

イ　ロに掲げる符号を電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信するための符号

ロ　個々の納付又は納入を識別するために地方団体が割り当てる符号

第二十四条の四十三第二項中「の方法」を「各号に掲げる方法のいずれか」に改める。

第二十四条の四十四（見出しを含む。）中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改める。

第二十四条の四十五（見出しを含む。）中「第五十七条の五の三第三項」を「第五十七条の五の二第三項」に改め、同条の次に次の九条を加える。

（機構指定納付受託者に対する通知）

第二十四条の四十六　法第七百四十七条の七に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一　地方団体の徴収金の納付若しくは納入に関する書類に記載すべきこととされている事項又は記載されている事項その他の当該徴収金を特定するために必要な事項（第二十四条の四十三第一項第一号又は第二号柱書に規定する符号を含む。）

二　次に掲げるいずれかの事項

イ　クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ　電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

（機構指定納付受託者の指定の手続）

第二十四条の四十七　法第七百四十七条の八第一項の規定による機構の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他機構が必要と認める事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

2　機構は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

（納付又は納入の受託の手続）

第二十四条の四十八　機構指定納付受託者は、法第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、当該特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。